

令和7年度 特定健康診査・特定保健指導研修会 開催要項

1 開催趣旨

平成20年4月より導入された特定健診・特定保健指導は40歳～74歳の公的医療保険加入者全員を対象として、市町村や健保組合、共済などの保険者が必ず実施する義務があります。その法的根拠は高齢者の医療の確保に関する法律および国民健康保険法に条文として記されていますが、特定健診受診率は令和3年度56.5%、令和4年度58.1%*と横ばい状態を続けています。また特定保健指導実施率も24.6%→26.5%*であり、導入から20年近くが経過しているものの未だ十分な周知、効果が出ているとは言い難いのが現状です。

特定健診には現時点で歯科の診査項目は含まれませんが、特定保健指導は全国の歯科医院でそれが可能となっており、身近な歯科医院での実施が出来るのであれば参加する住民の方々の増加に期待が出来ます。

そこで今回は特定健診の基本的事項、特定保健指導の進め方および歯科医院での実施方法についてご説明させていただき、歯科医療従事者の職域拡大を目的として本研修会を開催いたします。

*厚生労働省調べ

2 主催

埼玉県・埼玉県歯科医師会

3 日時・開催方式

日時：令和7年5月29日(木) 13時30分～15時30分

開催方式：ZOOM ウェビナーによるオンライン開催

4 内容

講演①：「特定健診の基本的項目とその理解について」

埼玉県歯科医師会地域保健部 常任部員 石川 達志

講演②：「特定保健指導の進め方について」

埼玉県歯科医師会地域保健部 部員 杉山 貴則

5 対象者

- (1) 歯科医師
- (2) 歯科衛生士

- (3) 市町村健康増進担当課、市町村国民健康保険担当課等で成人歯科保健に携わる方
- (4) 医療保険者、事業所等で成人歯科保健に携わる方
- (5) 他保健医療関係者（医師、保健師、管理栄養士、看護師等）など

6 受講料 無料

7 募集人員 100名

8 申込方法

埼玉県歯科医師会ホームページ「埼玉県歯科医師会主催研修会申込フォーム」にて御申込ください。

9 申込締切

令和7年5月23日（金）